

# 木造住宅の

## 耐震診断・改修

# シェルター設置を 支援します！



### 耐震診断及び 改修・シェル ター設置につ いて

笠間市では「震災に強いまちづくり」を推進することを目的として「木造住宅耐震診断事業」を実施します。専門的知識を有する「木造住宅耐震診断士」を派遣して耐震診断を行い、耐震性能の確認や耐震化の意識の啓発を図ることを目的とした事業です。また木造住宅の倒壊による災害を防止するため、住宅の耐震改修設計と耐震改修工事を合わせて行う方や、耐震シェルター等の設置を行う方を対象にその費用の一部を補助します。

### 耐震診断

#### 対象住宅

- 市内にある一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅（住宅以外の床面積が過半数でないもの）で、階数が2階以下かつ延べ床面積30平方メートル以上のもの。
- 在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの。
- 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工されたもの。
- 丸太組工法（ログハウス）及びプレハブ工法などのような特殊な工法により建築されているものは対象外です。
- 東日本大震災により被災した住宅で罹災証明書の判定区分が半壊以上の判定を受けた住宅は対象外です。

#### 事業内容

◆ 本制度は茨城県知事が認定した「木造住宅耐震診断士」を派遣して、建築物の耐震診断を行うものです。

◆ 診断費用は、一棟当たり**2,000円**です。

申請様式等はホームページまで  
こちらからアクセス⇒



耐震診断で**上部構造評点（耐震性の評価）が1.0未満と診断**された場合、**耐震改修や耐震シェルター等の設置費用の一部を補助**します！  
詳しくは裏面をご覧ください。

#### 募集期間 (令和8年度)

**耐震診断：令和8年5月20日(水)～令和8年8月21日(金)**

※予算の状況等により期間前に受付を終了する場合があります。

※補助を受けるには事前の申請が必要なほか、各種要件がありますので、まずはお問い合わせください。

お申し込み お問い合わせ先

笠間市役所 都市建設部 都市計画課  
TEL 0296-77-1101 FAX 0296-77-5009



## 耐震改修

## 耐震シェルター等

### 対象住宅

- 市内にある一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅（住宅以外の床面積が過半でないもの）で、階数が2階以下かつ延べ床面積30平方メートル以上のもの。
- 在来軸組工法または桝組壁工法で建築されたもの。
- 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工されたもの。
- 丸太組工法（ログハウス）及びプレハブ工法などのような特殊な工法により建築されているものは対象外です。
- 耐震診断を受けており、上部構造評点(耐震性の評価)が1.0未満であるもの。

### 事業内容

- 住宅の耐震改修設計と耐震改修工事を合わせて行う方を対象に、その費用の一部を補助するものです。
- 自己又は2親等以内の親族の住居の用に供するために事業を行う方が対象です。
- 上部構造評点を1.0以上に向上させるために耐震改修設計に基づき、基礎、土台、柱、筋かい、はり、壁等の補強または改修工事を行います。
- 耐震改修工事に要した費用の**最大115万円を補助**します。  
(工事に要した費用の4/5以内)



申請様式等はホームページまで  
こちらからアクセス⇒



- 住宅の1階部分のうち主要な居住室の1室以上に耐震シェルターや耐震ベッド等を設置する方を対象に、その費用の一部を補助するものです。
- 自己又は2親等以内の親族の住居の用に供するために事業を行う方が対象です。
- 耐震シェルター等の購入、運搬及び設置に要した費用の**最大30万円を補助**します。  
(設置等に要した費用の1/2以内)

耐震シェルターとは？  
住宅の一部に木材や鉄骨を用いて強固な箱状の空間をつくり、安全を確保するものです。  
建物全体の改修工事に比べ工期が短く、低コストで施工できます。住宅に住みながら工事が可能なため、一時的な引っ越し等の負担が不要です。



申請様式等はホームページまで  
こちらからアクセス⇒



募集期間  
(令和8年度)

耐震改修・耐震シェルター等の設置  
令和8年5月20日(水)～令和8年8月28日(金)

※予算の状況等により期間前に受付を終了する場合があります。

※補助を受けるには事前の申請が必要なほか、各種要件がありますので、まずはお問い合わせください。

お申し込み お問い合わせ先

笠間市役所 都市建設部 都市計画課  
TEL 0296-77-1101 FAX 0296-77-5009

